

# 防府市青少年育成市民会議会則

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この会議は、すべての市民が心身ともに健全な青少年を育成することを認識し、青少年もまた次代を担う誇りと使命を自覚し自らの向上に努めるよう、関係機関、団体の緊密な連携の下に、市民の総意を結集して青少年育成市民運動を展開し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(名称)

**第2条** この会議は、防府市青少年育成市民会議(以下「会議」という。)と称する。

(事業)

**第3条** この会議は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1) 青少年健全育成について、市民の積極的な関心を高めていくための諸活動
- (2) 青少年健全育成を目的とする関係機関、団体との緊密な連携による効果的な事業 実施のための諸活動
- (3) 家庭の健全化及び社会環境の浄化を図るための諸活動
- (4) 青少年健全育成の地域活動を推進するための諸活動
- (5) 健全な青少年団体の育成と活動を推進するための諸活動
- (6) その他この会議の目的を達成するために必要な諸活動

(構成)

**第4条** この会議は、会議の目的に賛同する個人及び団体会員と賛助会員(以下「会員」という。)をもって構成する。

## 第2章 組織

(組織)

**第5条** この会議に、総会、常任委員会及び専門部会を置く。

2 各地区に青少年育成地区会議を置く。

(総会)

**第6条** 総会は、会議の決定機関とし、会員をもって構成する。

2 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 活動方針、事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 会則の変更に関すること。
- (4) その他総会が必要と認めた事項。

3 総会は、毎年1回以上会長が招集するものとする。ただし、非常事態等、一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決での決議に代えることができる。

4 総会における議長は、会員の中から選出する。

5 総会の議事は、出席者または書面表決書の過半数の賛同を得て決定する。ただし、可否同数の場合は、会長が決定する。

(常任委員会)

**第7条** 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、次の事項を処理する。

- (1) 総会に提出する議案に関すること。
- (2) 会議の運営に関すること。
- (3) その他会長が必要と認めた事項。

2 常任委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、非常事態等、一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決での決議に代えることができる。

3 常任委員会の議事は、出席者または書面表決書の過半数の賛同を得て決定する。ただし、可否同数の場合は、議長が決定する。

(専門部会)

**第8条** 専門部会は、地区部会、育成部会、補導部会、広報部会とする。

- 2 各部会は、副会長及び常任委員のうちから会長が指名した者をもって構成する。
- 3 各部会の会長は、副会長の中から会長が指名する。
- 4 各部会は、部会長が招集し、議長となる。
- 5 各部会は、次の事項を審議し、事業の実施にあたる。
  - (1) 部会の運営に関すること。
  - (2) 常時活動の推進に関すること。
  - (3) 総会及び常任委員会で委任を受けた事項の処理に関すること。

(青少年育成地区会議)

**第9条** 青少年健全育成運動を推進するため、公民館及び公民館に準ずる施設のある地域ごとに青少年育成地区会議（以下、「地区会議」という。）を置く。

- 2 地区会議の活動は、次のとおりとする。
  - (1) 地区内の青少年健全育成運動の推進
  - (2) 地区の特色や実態に根ざした活動
  - (3) 関係機関・団体等との連携、交流
  - (4) その他市民会議の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 役員等

(役員)

**第10条** この会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 監事 2 名

(役員職務)

**第11条** 会長は、この会議を総括し会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 3 常任委員は、第7条に定めるところによりその職務を行う。
- 4 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

(役員選任)

**第12条** 会長、副会長及び監事は常任委員会で選任し、総会で承認を受けるものとする。

- 2 常任委員は、次に掲げる者を充てる。
  - (1) 別表1に定める関係団体の代表者
  - (2) 会員の内、青少年問題に熱意のある者から会長が委嘱した者

(役員任期)

**第13条** 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 会長、副会長及び監事の補充を要する場合は、常任委員会が選任し、総会で承認を受けるものとする。
- 3 補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長、副会長及び監事は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(顧問)

**第14条** この会議に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、常任委員会の推薦により、会長が委嘱する。

(参与)

**第15条** この会議に参与を置き、関係行政機関の職員等の内から常任委員会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 2 参与は、この会議の運営について必要な助言を行うことができる。

(事務局)

**第16条** この会議の事務局を防府市教育委員会内に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、常任委員会が定める。

#### 第4章 会計

(経費)

**第17条** この会議に要する費用は、会費、寄付金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(1) 個人会員 (年会費) 1口 1,000円

(2) 団体会員 (年会費) 1口 2,000円

(3) 賛助会員 (年会費) 1口 2,000円

(会計年度)

**第18条** この会議の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第5章 補則

(細則)

**第19条** この会則に定めるもののほか、この会議の運営に関し必要な事項は、常任委員会が定める。

##### 附 則

この会則は、平成2年6月23日から施行する。

##### 附 則

この会則は、平成9年6月5日から施行する。

##### 附 則

この会則は、平成11年5月29日から施行する。

##### 附 則

この会則は、平成16年5月29日から施行する。

##### 附 則

この会則は、令和5年6月1日から施行する。

#### 別表 1

青 少 年 育 成 地 区 会 議
防 府 市 子 ど も 会 育 成 連 絡 協 議 会
防 府 市 小 学 校 長 会
防 府 市 中 学 校 長 会
防 府 地 区 高 等 学 校 生 徒 指 導 連 絡 協 議 会
防 府 市 小 学 校 P T A 連 合 会
防 府 市 中 学 校 P T A 連 合 会
防 府 地 区 高 等 学 校 P T A
防 府 地 区 少 年 相 談 員 連 絡 会
防 府 保 護 区 保 護 司 会
防 府 市 青 少 年 補 導 員
防 府 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会
防 府 市 母 親 ク ラ ブ 連 絡 協 議 会
防 府 青 年 会 議 所
有 識 者